

(7) 一時保護改革に向けた取組

【基本的な考え方】

一時保護が必要なこどもに対して適切に実施できるよう、一時保護所の定員の拡充や一時保護委託の活用など、量的な確保に向けた取り組みを進める。

一時保護中であっても、こどもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境のもと保護の目的が達成できるようハード・ソフトの両面で環境を整える。

【現在の取組み】

(ア) 量の確保

一時保護所の定員について慢性的な超過状態の解消を図るため、平成26年に市内2か所目の一時保護所として平野分室を設置し、定員を70人から100人に増員した。同分室は現在南部こども相談センター付設の一時保護所として運用している。また、里親・ファミリーホーム・児童福祉施設への一時保護委託を進めるほか、里親として未登録であるが実子以外の養育実績があるなどの個人宅に一時保護委託を行ってきた。

(イ) 質の向上

一時保護所の入所児童への支援については、かねてから、ケアの質が確保されこどもの最善の利益が図られるという観点から、改善に努めてきたところである。平成27年にはこども相談センター内において支援の改善に向けた検討チームを設置し、より良い支援のあり方を検討し見直しを行った。

平成30年度からは各一時保護所において、入所児童を対象にアンケート調査を定例実施し、一時保護所での生活に関する諸事項について評価を求めるとともに、アンケートの自由記述意見に対しては、各一時保護所長から回答し、入所児童の了解のもと一時保護所内に開示している。

一時保護所入所期間が長期化している児童については、里親・ファミリーホームまたは児童養護施設等への一時保護委託の可否について随時検討を行うこととしている。

一時保護所職員の研修については、国の機関が実施する全国研修に職員派遣を行うとともに、所内研修の実施や他施設への視察など積極的に行い、専門性の維持・向上に取り組んでいる。

一時保護所における支援の状況について、職員自らが振り返る機会を設けるとともに、客観的な立場から点検してもらい質の向上を図っていくため、令和元年度にこども相談センター一時保護所が、令和2年度に南部こども相談センター一時保護所がそれぞれ第三者評価を受審する。

【今後の取組み】**(ア) 量の確保**

現状においても一時保護が必要な児童は増加しており、2か所の一時保護所はほぼ常時定員超過状態となっており、定員総数のさらなる増加が必要である。

現在の一時保護所の定員はこども相談センターと南部こども相談センターの合計で100人であるが、令和3年開設予定の北部こども相談センターでは開設後数年をかけ一時保護所の職員体制を整えながら、入所児童数を徐々に増やしていく予定である。また、令和6年度末に移転開設予定のこども相談センターでは、児童が在籍する学校等に通える開放型一時保護所を含めて60人の定員を、令和8年開設予定の4か所目の児童相談所となる東部こども相談センターでは北部こども相談センターと同規模の定員40人の一時保護所を付設できるように検討していくので、今後は4か所の一時保護所を設置することで、定員は合計で170人まで確保する計画である。

(イ) 質の向上

一時保護はこどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、こども等の最善の利益を守るために行われるものである。そのため一時保護所における支援のあり方については、入所児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供することが重要であるので、引き続き組織的検討を進めていく。定例的に実施している入所児童へのアンケート等によりニーズの把握に努め、生活日課や生活用品に関すること、所持物の取り扱いに関することなど、生活しやすい環境づくりについて検討を行う。また、一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応をしていくためにも、入所児童がいつでも意見表明できるしくみや退所時に意見を求める取り組みを実施する。

一時保護はこどもの安心・安全を確保する一方で、生活上の制限がかかることで精神的なストレスが生じる場合もあり、長期化すると不適応行動や心身の不調を来すなどのリスクが高くなることから、一時保護期間（とりわけ一時保護所入所期間）を必要最小限とするよう、進行管理の手法を確立し徹底を図る。

ハード面においては、こども相談センターの増設・移転を機に、個室を基本とするなど個別化された丁寧なケアを実現するための環境を整える。また、一時保護所入所中であっても可能な場合は地域生活を継続できるよう、開放型の一時保護施設を整備する。

第三者評価の受審については、各一時保護所が3年に1回以上順番で実施し、受審結果を共有し全体的な質の向上を図る。

一時保護児童の通学や地域生活の機会を確保するため、里親・ファミリーホームや児童福祉施設等による一時保護委託を進め、受託者と連携して支援の充実を図る。

【目標】

現状

	こども相談センター 一時保護所	南部こども相談センター 一時保護所	合 計
定員 (人)	70	30	100

将来像

	東 部 一時保護所	北 部 一時保護所	建替後(中央) 一時保護所	南 部 一時保護所	合 計
定員 (人)	40	40	60	30	170

※ 一時保護所の定員は、現時点での想定定員。今後建物の設計検討時に詳細を決定していく。